

## 補助制度を使って耐震改修！

### 明日は我が身！



## 地震から家族を守ろう！

### 耐震改修の流れ

STEP 1  
耐震診断

家の状態を確かめよう！



STEP 2  
耐震設計

工事の内容と金額がわかる！



STEP 3  
耐震改修工事

安心して住めるように！

### 補助対象建築物(下記のいずれにも該当するもの)

- 当該住宅が建築基準法による建築確認を得て、**平成12年5月31日以前**に建築工事に着手した**一戸建て住宅**（店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。  
※長屋又は共同住宅（昭和56年5月31日以前着手のみ）は、耐震診断のみ対象
- 当該住宅が平成12年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く。
- 当該住宅が市内に存在する**地上2階建て以下の木造建築物**であり、個人が有するもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。
- 当該住宅の**耐震診断の評点が1.0未満**であること。（耐震設計・改修工事のみ）

関連ホームページや関係書式はこちらから

小田原市 耐震 補助

Q 検索

click!!

▲ 木造住宅耐震診断費・耐震改修費補助金



問合せ先



小田原市都市部建築指導課指導係

TEL: 0465-33-1433

# 耐震診断

一般診断  
精密診断

申請期間

5月上旬から12月上旬まで

上限 **9** 万円

費用の10分の10を補助

**昭和56年5月31日以前**で下記の建物所有者が対象

- 居住している所有者
- 3親等内の親族が居住している所有者
- 耐震改修工事後に居住する所有者

上限 **6** 万円

費用の3分の2を補助

**昭和56年5月31日以前**で左記以外の建物所有者が対象

- 居住していない所有者
- 長屋または共同住宅の所有者

**昭和56年6月1日以後、平成12年5月31日以前**

- 一戸建て住宅の所有者

# 耐震設計・改修工事

申請期間

5月上旬から12月上旬まで

## 耐震設計

上限 **10** 万円

費用の3分の2を補助

## 工事監理

上限 **5** 万円

費用の3分の2を補助

※設計費が10万円以下の場合、工事監理に差額を加算することができる

※段階的な改修の場合 ○設計：初回上限6.5万円 ○工事監理：初回上限3.5万円

# 耐震改修工事

上限 **115** 万円

費用の2分の1を補助

**昭和56年5月31日以前**で下記の該当者が居住している建物所有者が対象

- 要介護認定に該当する者
- 身体障害者手帳1級・2級に該当する者
- 療育手帳（A）に該当する者

※段階的な改修の場合 初回上限65万円

※施工の全ての状態を撮影した写真が必要

※長屋・共同住宅は対象外

※**昭和56年5月31日以前**の木造住宅は「**リバース60（耐震改修利子補給制度）**」の活用も可能。（上限50万円）

上限 **85** 万円

費用の2分の1を補助

左の欄に該当しない所有者が対象

※建築士紹介窓口については、HPをご確認ください。

※上記、事業や補助金の詳細な内容・要件はHPをご確認ください。

※工事の実績報告には、写真が必要になります。詳しくは、HPをご確認ください。

※申込の状況によって申請期間内でも締め切らせていただく場合があります。